

平成二十年二月

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の  
条約によつて設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のため  
の条約（アンティグア条約）の説明書

外  
務  
省



目次

	ページ
一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 条約締結の意義	一
3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 条約の内容	一
1 定義	二
2 目的	二
3 条約の適用水域	二
4 予防的な取組方法の適用	二
5 保存管理措置の一貫性	二
6 委員会の任務	二
7 意思決定	二
8 委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会	三
9 科学諮問委員会	三
10 分担金	三
11 締約国による実施、遵守及び取締り	三
12 旗国の義務	三
13 他の機関又は枠組みとの協力	四

14	紛争の解決	四
15	最終規定	四
16	船舶に関する記録の作成のための指針及び基準	四
17	委員会の会合におけるオブザーバーの参加に関する原則及び基準	四
18	委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会	四
19	科学諮問委員会	四
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

昭和二十四年（千九百四十九年）、東太平洋におけるまぐろ類資源の維持を目的として、全米熱帯まぐろ類委員会を設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約（以下「現行条約」という。）が両国間で作成された。現行条約は、その後、多数の国が加入する多数国間条約として発展してきたが（我が国は、昭和四十五年（千九百七十年）に加入）、近年、まぐろ類資源の保存管理の重要性が高まる中、作成から五十年以上経過した現行条約の不明瞭な規定及び規定上の不備が顕著となってきた。このため、全米熱帯まぐろ類委員会の任務、各締約国の義務等について具体的な内容を詳述した新たな条約の作成が必要となり、平成十五年（二千三年）六月二十七日にアンティグア（グアテマラ）で開催された同委員会の会合において、この条約が採択された。

### 2 条約締結の意義

この条約は、東太平洋におけるまぐろ類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、現行条約によつて設置された全米熱帯まぐろ類委員会の任務を強化すること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。

### 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務は、我が国を旗国とする漁船が全米熱帯まぐろ類委員会において採択される保存管理措置を遵守すること及び他の国の管轄の下にある水域において許可を得ることなく漁獲を行わないことを確保するため、当該漁船に対する取締りを含め必要な措置をとること等である。

### 4 早期国会承認が求められる理由

我が国によるこの条約の締結は、この条約の早期発効に寄与するものである。また、我が国としては、この条約の発効後に最初に開催される全米熱帯まぐろ類委員会において、締約国として同委員会の意思決定に積極的に参画していくことができるよう、この条約を早期に締結することが望ましい。

## 二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十七箇条及び末文並びに四の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一条）

「この条約の対象となる魚類資源」、「漁獲」、「船舶」、「委員会」、「委員会の構成国」等について定義している。

2 目的（第二条）

この条約は、国際法の関連規則に従い、この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

3 条約の適用水域（第三条）

この条約の適用水域の範囲について規定している。

4 予防的な取組方法の適用（第四条）

委員会の構成国は、十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由としてはならず、漁獲対象資源又は漁獲対象資源に関連する種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。

5 保存管理措置の一貫性（第五条）

公海について定める保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定める保存管理措置とは、この条約の対象となる魚類資源の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものとする。

6 委員会の任務（第七条）

全米熱帯まぐろ類委員会（以下「委員会」という。）は、条約水域全体における委員会が決定する当該魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲能力若しくは総漁獲努力量を設定することを通じて、入手することのできる最良の科学的証拠に基づく措置を採択すること等の任務を遂行する。

7 意思決定（第九条）

委員会による決定は、会合に出席する委員会の構成国がコンセンサスにより行うものとするが、この条約の改正の採択、委員会の

予算の決定等の場合には、すべての締約国又は構成国のコンセンサスを必要とする。

8 委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会（第十条）

委員会は、委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

9 科学諮問委員会（第十一条）

委員会は、委員会の構成国のそれぞれが指名する各一人の代表で構成する科学諮問委員会を設置する。

10 分担金（第十五条）

予算に対する分担金の額は、委員会が採択し、及び必要に応じて修正する算定方式に基づいて決定される。

11 締約国による実施、遵守及び取締り（第十八条）

(1) 各締約国は、この条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置の実施及び遵守を確保するために必要な措置（必要な法令の制定を含む。）をとる。

(2) 各締約国は、自国の管轄の下にある船舶がこの条約に基づいて採択される措置に反する活動を行ったことに関連する情報が提供される場合には、委員会又は他の締約国の要請により、十分な調査を行い、及び適当なときは国内法令に従って手続をとり、並びに調査の結果及びとる措置をできる限り速やかに委員会及び該当するときは他の締約国に通報する。

(3) 各締約国は、自国の国内法に従い、及び国際法に適合する方法で、この条約及びこの条約に基づいて採択される措置の遵守を確保する上で効果的であり、かつ、不法な活動を行った者から当該活動により生ずる利益を取り上げるほど重い制裁（適当な場合には、漁獲の許可の拒否、停止又は取消しを含む。）を適用する。

12 旗国の義務（第二十条）

(1) 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶がこの条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに当該船舶が当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために国際法に従って必要な措置をとる。

(2) 各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶のいずれに対しても、自国の適当な当局が許可を与えていない限り、当該船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲に使用されることを認めない。

- (3) 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が条約水域における他の国の主権又は管轄の下にある水域において、当該他の国の権限のある当局が発給する相応の免許、承認又は許可を得ることなしには漁獲を行わないことを確保するために必要な措置をとる。
- 13 他の機関又は枠組みとの協力（第二十四条）
- 委員会は、小地域的、地域的及び世界的な漁業管理のための機関等と協力するものとし、適当な場合には、これらの機関等との合意により、これらの機関等の活動との重複を避けることを目標として、協議委員会等の制度的な枠組みを設ける。
- 14 紛争の解決（第二十五条）
- この条約の解釈又は適用に関する紛争が合理的な期間内に解決しない場合には、できる限り速やかに当事者間で協議を行う。当事者間で当該紛争を解決することができない場合には、相互の合意により、委員会の枠組みの中で構成される拘束力を有しない特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。
- 15 最終規定（第二十七条から第三十七条まで）
- 署名、締結手続、効力発生等について規定している。
- 16 船舶に関する記録の作成のための指針及び基準（附属書一）
- 条約水域における漁獲を許可される船舶に関する記録に記載すべき情報等について規定している。
- 17 委員会の会合におけるオブザーバーの参加に関する原則及び基準（附属書二）
- この条約の実施に関連する政府間機関、この条約の目的に関心を有する非締約国等のオブザーバーの参加に関する原則及び基準について規定している。
- 18 委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会（附属書三）
- 委員会が採択する措置の遵守について検討し、及び監視すること等の検討委員会の任務について規定している。
- 19 科学諮問委員会（附属書四）
- 委員会における計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと等の科学諮問委員会の任務について規定している。



三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。
- 2 この条約の締結により、委員会が採択する算定方式に基づいて決定される金額の分担金を支払う義務を負う。

(参 考)

- 1 採択 平成十五年六月二十七日 アンティグアにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十年二月一日現在 未発効（署名のために開放された日に現行条約の締約国であった国の七番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された後十五箇月で効力を生ずる。）
- 3 署名国 十三箇国  
カナダ、中華人民共和国、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、フランス、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、ペルー、アメリカ合衆国、ベネズエラ、欧州共同体
- 4 締約国 平成二十年二月一日現在 八箇国（うち署名のために開放された日に現行条約の締約国であった国は、五箇国）  
ベリーズ、エルサルバドル、フランス、大韓民国、メキシコ、ニカラグア、パナマ、欧州共同体